

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

昭和47年ごろ、A市町村の職員が自宅に来て、「老後のために国民年金に加入しこれまでの期間の国民年金保険料をさかのぼって一括納付すればよい。」と勧められた。しかし、金銭的に一括納付は厳しいことを相談したところ、分割でも納付が可能であると言われ、妻とともに分割して納付することを決めた。市町村の職員の助言どおりに、夫婦共に国民年金保険料をすべて納付してきたはずであり、私だけが途中の昭和39年度分だけ納付しなかった理由も分からず、当該1年間の未納となっている記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻の国民年金手帳記号番号は、昭和47年11月に夫婦連番で払い出されており、60歳に達するまで、申立人は申立期間を除き、また、その妻は全期間の国民年金保険料を完納している。

また、市町村の職員の勧奨を受けて国民年金に加入し、その助言どおり第1回特例納付及び第2回特例納付の制度を利用して過去の国民年金保険料を納付していることから、国民年金に対する意識と老齢年金を満額受給しようとの意欲が高かったことが推認される。

さらに、申立期間は、第1回及び第2回特例納付で納付している期間に挟まれた12か月のみと比較的短期間である。

加えて、同時に国民年金に加入しすべての保険料を納付することを決めた申立人及び申立人の妻の保険料納付日は、申立期間を除いてすべて同一であり、申立人のみ当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所本店分室における資格取得日を昭和27年7月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月12日から同年11月1日まで
昭和27年7月12日から同年11月1日までの被保険者の記録がなくなっています。その間、B支店から本店分室に転勤がありましたがA事業所に継続して勤務していました。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA事業所発行の在職期間証明書及び申立人の同僚の供述から判断すると、申立人が同事業所に継続して勤務し（昭和27年7月にA事業所B支店からA事業所本店分室に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和27年11月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主は申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA事業所は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同事業所における資格取得日に係る記録を昭和62年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月21日から63年2月1日まで
昭和62年12月21日にA事業所に入社しました。

給与から厚生年金保険料を控除されていましたが、厚生年金保険被保険者記録には申立期間に係る記録が反映されていないので、記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与支払明細書より、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、公共職業安定所の記録から、申立人は、昭和62年12月21日から申立事業所において雇用保険被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立事業所に文書照会した結果、同事業所が保存している労働者名簿から、申立人が昭和62年12月21日に入社したことが確認できるとともに、同事業所は、申立人を申立期間において正社員として雇用しており、かつ、同人の給与から厚生年金保険料を控除していたことから、同人の厚生年金保険被保険者資格の取得日を62年12月21日とすべきであったと供述している。

加えて、申立人が記憶している同僚二人も昭和62年12月21日に申立事業所に入社し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立人と同様に申

立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いと供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から16万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同事業所は法人事業所であり、3人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA事業所は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同事業所における資格取得日を昭和62年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月21日から63年2月1日まで
昭和62年12月21日にA事業所に入社しました。

給与から厚生年金保険料を控除されていましたが、厚生年金保険被保険者記録には申立期間に係る記録が反映されていないので、記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ時期に同じ職種で入社した同僚の給与支払明細書より、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認でき、当該事業所も当時の事務手続きに不備があったことを認めていることから申立人についても、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、公共職業安定所の記録から、申立人は、昭和62年12月21日から申立事業所において雇用保険被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立事業所に文書照会した結果、同事業所が保存している労働者名簿から、申立人が昭和62年12月21日に入社したことが確認できるとともに、同事業所は、申立人を申立期間において正社員として雇用しており、かつ、同人の給与から厚生年金保険料を控除していたことから、同人の厚生年金保険被

保険者資格の取得日を62年12月21日とすべきであったと供述している。

加えて、申立人が記憶している同僚二人も昭和62年12月21日に申立事業所に入社し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立人と同様に申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いと供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書を保管していた同僚の厚生年金保険料の控除額と新規適用時の標準報酬月額が一致することから申立人についても、新規適用時の標準報酬月額である17万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、同事業所は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同事業所は法人事業所であり、3人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA事業所は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同事業所における資格取得日を昭和62年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年12月21日から63年2月1日まで
昭和62年12月21日にA事業所に入社しました。

給与から厚生年金保険料を控除されていましたが、厚生年金保険被保険者記録には申立期間に係る記録が反映されていないので、記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同じ時期に同じ職種で入社した同僚の給与支払明細書より、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認でき、当該事業所も当時の事務手続きに不備があったことを認めていることから申立人についても、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、公共職業安定所の記録から、申立人は、昭和62年12月21日から申立事業所において雇用保険被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立事業所に文書照会した結果、同事業所が保存している労働者名簿から、申立人が昭和62年12月21日に入社したことが確認できるとともに、同事業所は、申立人を申立期間において正社員として雇用しており、かつ、同人の給与から厚生年金保険料を控除していたことから、同人の厚生年金保険被

保険者資格の取得日を62年12月21日とすべきであったと供述している。

加えて、申立人が記憶している同僚二人も昭和62年12月21日に申立事業所に入社し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立人と同様に申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いと供述している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書を保管していた同僚の厚生年金保険料の控除額と新規適用時の標準報酬月額が一致することから申立人についても、新規適用時の標準報酬月額である19万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は、申立期間は適用事業所としての記録が無い。しかし、同事業所は法人事業所であり、3人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年11月から22年10月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所本店における資格取得日に係る記録を昭和20年11月1日に、資格喪失日に係る記録を22年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20年11月から21年3月までの期間を50円とし、同年4月から22年5月までの期間を90円に、同年6月から同年10月までの期間を100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月26日から22年11月1日まで

私は、昭和20年10月26日にA事業所に入社し、その後昭和58年の定年退職まで同事業所に勤務したが、社会保険庁の記録には、入社当時である申立期間の厚生年金保険加入期間が無い。同じ時期に入社した同僚は、20年12月1日から厚生年金保険の加入記録が有るので、申立期間の厚生年金保険加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出のあった従業員台帳により、申立人が申立期間に同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同時期に同じ高校を卒業し入社した同僚2人は、昭和20年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、A事業所も、申立人は正社員であり、当時の事情は不明であるが、正社員で勤務していた者が厚生年金保険に加入していないとは考えられないと回答している。

一方、A事業所の従業員台帳によれば、申立人は、昭和20年10月26日にA事業所本店に入社後、同年12月5日にA事業所B支店に転勤しているが、同支店の厚生年金保険の新規適用日は22年11月1日であり、社会保険庁のオ

ンライン記録においては、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日も同日とされている。

しかし、A事業所では、申立期間当時、B支店は設置まもない支店であり厚生年金保険の適用事業所ではなかったが、そのような場合は転勤前の本支店で継続して厚生年金保険に加入させているはずであるとしており、申立期間当時に申立人と同様にB支店に勤務している同僚は、同事業所の人事記録及び社会保険庁のオンライン記録により、同支店に転勤後も転勤前の本支店において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、当時のA事業所における新規入社者に係る厚生年金保険への加入状況は、同事業所の人事記録及び社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、入社した月の翌月1日付けで資格取得させていることがうかがわれ、申立人と同じ昭和20年10月に入社した者は11月1日付けで資格取得している(申立人と同時期に同じ高校を卒業し入社した同僚2人は入社日が11月9日及び同月11日であることから資格取得日が同年12月1日となっている。)ことから、申立人の同事業所における資格取得日は昭和20年11月1日と考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年11月から22年10月までの期間において、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同じ時期に入社した同僚の記録から、昭和20年11月から21年3月までの期間を50円とし、同年4月から22年5月までの期間を90円に、同年6月から同年10月までの期間を100円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主には確認できる当時の資料が無いものの、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年11月から22年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月22日から43年2月23日まで
② 昭和44年3月7日から同年10月28日まで

厚生年金保険の期間照会をしたところ、A事業所を退職後、脱退手当金を受給しているとの説明を受けましたが、請求したことも受け取ったこともありません。申立期間の脱退手当金支給済みの記録を訂正し被保険者期間として認めて下さい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金が請求されている最終事業所のオンラインに記録されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は、147名中10名と少なく、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前及び申立期間に挟まれた被保険者期間の2回が未請求となっている。

しかしながら、申立人が4回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難く、そのうちの1回（申立期間に挟まれた被保険者期間）は、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、脱退手当金が支給されていない期間が存在することは事務処理上、不自然である。

さらに、申立人は請求に係る事業所を退職後9か月で再就職し、厚生年金保険に加入していることから脱退手当金を請求する意志を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から49年3月までの期間及び49年7月から53年6月までの期間の国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から49年3月まで
② 昭和49年7月から53年6月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。昭和53年から55年ごろに葉書か封書で特例納付に関する最終の勸奨状が届いたので、A市町村役場の窓口で申立期間の保険料を一括でさかのぼって納付した。納付金額は20万円から30万円ぐらいで申立期間のうちいずれかの期間を納付したと記憶している。現在の妻もこれらの事実を憶えている。

納付しているはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は第3回特例納付により申立期間の国民年金保険料を一括納付していたと主張しているが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料納付をうかがわせる有力な証言も得られない。

また、申立人はA市町村役場の窓口において申立期間の保険料を納付したと説明しているが、当該市町村では特例納付の収納業務を行っていなかったと回答している。

さらに、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿に申立期間の保険料が納付された記録は無く、ほかに申立期間について申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から40年3月までの期間及び59年11月から60年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年6月から40年3月まで
② 昭和59年11月から60年12月まで

昭和38年に会社を退職した際に、国民年金に加入するよういわれA市町村役場で加入手続をし、その後、自宅に来る集金人に保険料を納めてきたと思うが、40年3月以前の記録が確認できなかった。また、52年4月からは実姉と共に付加保険料も納付してきたが、途中の59年11月から60年12月までの14か月の記録が抜けているのも納付できず、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①について、昭和38年6月の婚姻に伴い転入先の市町村役場で国民年金の加入手続をしたとする申立人の記憶はあいまいである。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年11月30日に払い出されており、申立期間①に続く昭和40年度保険料は42年3月に過年度納付されていて、申立期間①は、当該納付時には、時効により保険料を納付できなかった期間である。

加えて、申立期間①について、申立人が集金人に保険料と一緒に納付していたと主張する申立人の元夫の保険料納付状況をみると、申立人同様、当時は未納であり、昭和50年に特例納付されている。

次に、申立期間②については、申立人が当時、一緒に保険料を納付していたと主張する申立人の実姉は、法定免除期間であり、申立人の主張と相違する。

また、申立期間②の前後の期間の保険料は、過年度納付されており、申立期

間②に続く期間の保険料は昭和 62 年 12 月に過年度納付されていることから、当該納付時に申立期間②の保険料は時効により納付できなかった期間である。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付額や納付時期に関する申立人の記憶はあいまいであり、当時の納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年3月までの期間及び40年10月から42年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月から40年3月まで
② 昭和40年10月から42年6月まで

申立期間については、昭和49年にA銀行B支店で納付書により一括納付した。未納となっている記録が間違っていると思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和49年に一括納付したとしているが、納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人から聴取しても、申立期間の国民年金保険料を昭和49年に一括納付したとする以外に具体的な供述は得られず、ほかに有力な証言も得られない。

さらに、C市町村の国民年金被保険者名簿では、申立人は、当初、昭和42年7月から52年3月まで申請免除し、その後この期間の一部を追納したと記録されていることから、申請免除期間中の49年に一括納付したとの申立人の主張は、不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年4月まで

A市町村B地区に住んでいる時に、婦人会の方が国民年金の保険料を収集していたので、保険料を納付し始めた。その後、A市町村C地区に引っ越した昭和48年4月まで保険料を納付していた。

以上のように、保険料を納付しているはずなので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

市町村保管の国民年金被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日（任意加入）は、昭和50年12月23日であり、申立期間は国民年金未加入期間となっていることから、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年3月2日に払い出されており、資格取得日及び国民年金手帳記号番号払出日から、申立期間は国民年金保険料をさかのぼって納付できない期間であり、これら以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月及び61年12月から62年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年12月
② 昭和61年12月から62年2月まで

申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付しており、未納になっているのは記録漏れだと思われるので、申立期間が未納になっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「厚生年金保険被保険者期間が終了した際は必ず国民年金への加入届をし、国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、A市町村保管の国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る資格取得及び喪失の記録は見当たらない。

また、社会保険庁の記録には、申立期間①は現在も未加入期間と記録されており、申立期間②は平成12年2月3日に記録訂正されるまで未加入期間とされていたものであることから、申立期間当時は、国民年金保険料を納付できない期間であった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 59 年 3 月まで

A事業所に勤務していた期間について厚生年金保険加入期間照会申出書を提出したところ該当事業所が見当たらないとの回答であった。会社は建設廃材の処分をしており、ダンプカーを40～50台所有し、従業員100名くらいの規模であった。仕事内容はダンプカーの運転手をしており、出勤したときに向かう現場を指示され、廃材を回収して会社に引き返し、また別の現場に向かうということを繰り返した。給与明細書等は無いが保険料が給与から控除されていたはずなので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A事業所の事業所記録及び被保険者記録は確認できない。

また、B県庁、C市町村役場、D商工会議所、E商工会議所、F法務局、F法務局G出張所及びH産業廃棄物協会に対し申立てに係る事業所について照会を行ったが、「該当事業所無し」と回答している。

さらに、申立期間当時、I市町村において申立てに係る事業所名と類似した事業所名で同じ事業をしていた事業所の事業主及び従業員、その他の同じ事業をしていた事業所の事業主からは、申立てに係る事業所及び申立人について有力な供述は得られなかった。

加えて、公共職業安定所において、申立てに係る事業所及び申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月から28年5月まで
② 昭和28年5月から同年9月まで
③ 昭和28年9月から30年6月28日まで
④ 昭和30年10月1日から33年4月1日まで
⑤ 昭和33年4月1日から34年7月1日まで
⑥ 昭和34年8月24日から35年11月8日まで

申立期間①、③、④及び⑥についてはA事業所にて、申立期間②についてはB事業所にて、申立期間⑤についてはC事業所にてそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いため、その期間について、厚生年金保険料を控除されていたはずなので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③及び④について、申立人を昭和34年9月1日から採用したとの記録がA事業所に保存されており、しかも、当時の複数の同僚は、「申立人が当該事業所で勤務していたことは記憶しているが、当初、請負職人として勤務しており、いつから正社員として勤務していたのかはわからない。」と供述していることから、申立人が、当時、申立てに係る事業所で勤務していたことは推認することができるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、申立期間⑥について、申立人がA事業所に採用されたとの記録は、上記のとおりあるものの、当時の同僚は、「当時は1年以上の試用期間があった。」と供述している。

さらに、申立期間②及び⑤について、申立人は、申立てに係るそれぞれの事業所の本社に採用された記憶が無く、いずれの事業所の支社に勤務していたと思われるところ、申立期間②及び⑤は、当該支社が、それぞれ、厚生年金保険の適用事業所となる以前の期間であり、申立人の同僚の厚生年金保険の加入記録も申立人と同日となっている。

このほかに、同僚等から申立てに係る有力な供述は得られず、申立人が本社等で厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、いずれの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。